

輸送の安全に関する目標

(第5条)

『輸送の安全の確保』の理念の下、当社においては安全運転心得5ヶ条を規定し、全社員に周知徹底、一丸となり取り組んでいます。

安全運転心得5ヶ条

～安全運転は、ゆずるゆとりから(ゆずる文化)～

- 第一条 社速80km・50km・30km
- 第二条 出発・帰着時点呼の完全実施
- 第三条 運行経路の確定・遵守
- 第四条 安全車間距離の確保
- 第五条 洗車および事前点検・車輛への挨拶の励行

事故回避三原則 認知、判断、考働(行動)

『車輛への挨拶の基準行動』・・・2礼、2拍手、1礼 後唱和
出庫時・・・『今日も一日安全運転に努めます。』
帰庫時・・・『今日も一日無事故で終了しました。ありがとうございました。』

1. 社速80km(高速道)・50km(一般道)・30km(住宅地)の遵守
 - ・重大事故防止
 - ・経済速度の遵守で三無(ムダ、ムラ、ムリ)の追放
基本的なルールを遵守し、常に思いやりと譲り合いの気持ちを持つ。
毎月の違反者を職場掲示し、改善指導を徹底する。
2. 乗務前・乗務後点呼の完全実施
運行管理者は安全運行を確保するため、出発・帰着時には品位と規律を保ち、規定に則り乗務前点呼と乗務後点呼を必ず対面にて行う。
点呼記録の保存(1年間)
3. 運行経路の確定・遵守
顧客先の運行経路をあらかじめ決定し、決められた運行経路を守り、経路以外の脇道にそれないこと。

4. 安全車間距離の確保

「0・1・2」の車間距離を遵守し、スピードの出しすぎ・脇見運転・走行中の携帯電話の使用の厳禁を慣習化する。

運転中はシートベルトを着用し、携帯電話を必ずドライブモードに設定する。

5. 洗車および日常点検の励行・車輻への挨拶励行

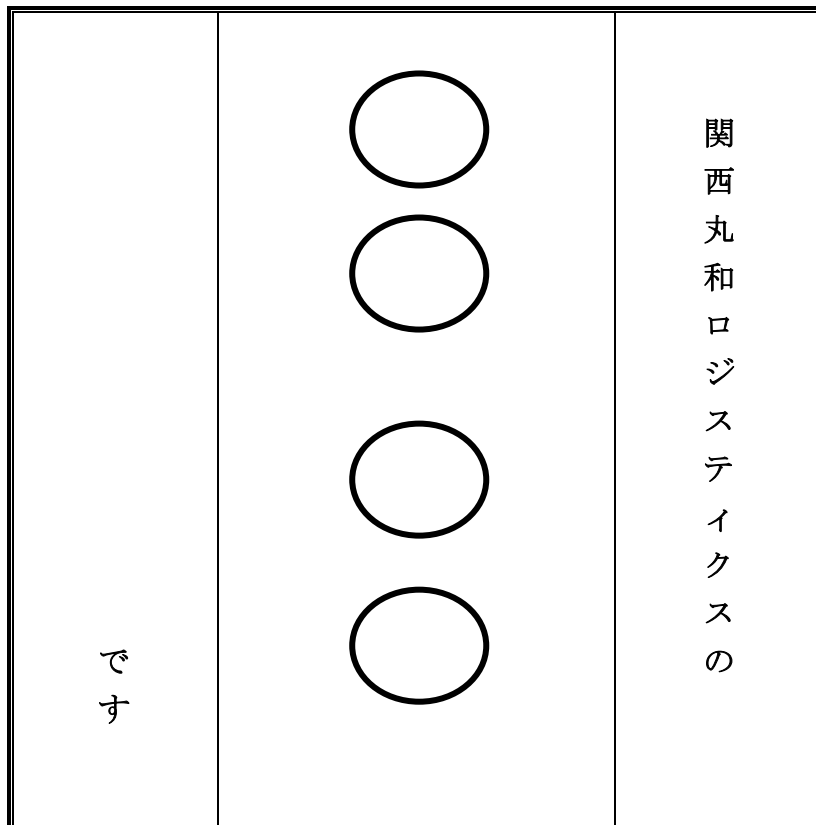
車輻は会社の看板(顔)の一部であり、走る広告塔でもある。毎日乗務前と乗車後に5分間洗車を実施(雨天後は改めて洗車)し、休日前は完全洗車を実施して、常に新車時の状態を保ち、車内の整理整頓を励行する。

また、安全運行の基本として車輻の事前安全確認及び積載貨物の安全にも十分配慮し、出庫時及び帰庫時に車輻への挨拶を励行する。

6. ネームプレートの装着

安全運転への意識高揚へ向けて、ネームプレートを全車装着しています。

装着位置は、後部右側で後続車両の運転者が確認しやすい位置とし、白地に黒文字で車輻の乗り換え時にもプレート入れ替え可能としています。



輸送の安全に関する計画

(第6条)

『輸送の安全の確保』の理念の下、当社においては安全運転心得5ヶ条を具体的に推進するため、以下の計画を全社員に周知徹底、一丸となり取り組んでいます。

1. 点呼

運行管理者又は補助者が、対面点呼を確実に行う。

- ・健康状態、睡眠不足はないか。
- ・飲酒はないか。
- ・運行経路の指示、渋滞情報等。

*安全運行について、些細なことでも話題としコミュニケーションを図る。

2. 過労運転防止

ドライバーの拘束時間が長くないか、休憩は取れているか。

疲労・居眠り等の対処方法の指導

3. 運行記録の管理

デジタコ、チャート紙のチェックを運行後の点呼で確認指導、翌日以降は注意・指導の効果が薄れる。

再三の指導にも拘らず速度を守らない、危険運転をするドライバーは乗務停止にする。

4. 事故防止研修会の開催

各部門・全社員を対象とし年2回開催する。

5. 意識の高揚・啓発

事故防止研修会以外にも、各部門又は班ミーティングで安全について話し合いをする。総務部より送付されてくる交通安全以外、各部門で安全に関する標語ポスター等を作成して掲示する。(毎月標語内容等を検討する。)

6. 事故対応

可能な限り事故速報を配車表、事務所などに掲載・表示し全員が確認できることとする。また、事故事例の掌握、事故原因の究明等、社員全員が自分のこととして認識できるよう周知徹底する。

7. 適正診断の受講と診断結果の指導助言

ナスバネットの有効活用を図る。

8. コミュニケーション

悩み事、不満、問題点などを話せる機会、聞く機会を作り、相談相手となり、コミュニケーションの充実を図る。
明るい職場を作る。

9. 注意の喚起

個配事業部においては、配達先、配達終了後営業所の帰路での事故が多いことを全員に伝え、注意を喚起する。
運輸事業部においては、構内での事故が多いことを全員に伝え、注意を喚起する。

10. コンプライアンス(法令遵守)を徹底する

丸和グループ考働憲章および丸和グループ考働ルールの周知徹底を図る。

11. 防衛運転

高齢化社会が進み、信号無視等交通ルール違反が増えてくると想定した場合、防衛運転の強化が必要となる。周囲の状況を常に観察し、情報を入手、状況判断を適確に行い安全走行を目指す。

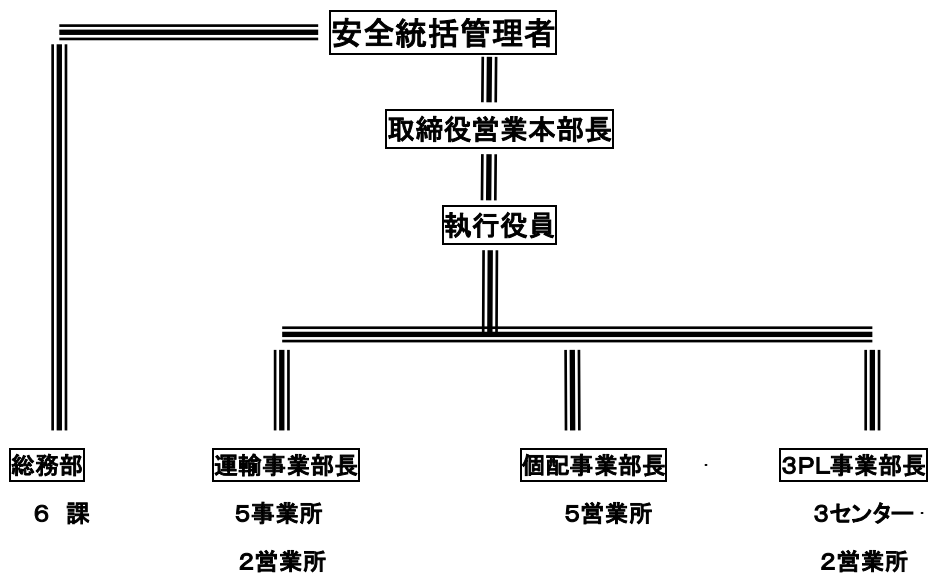
12. エコドライブの徹底

SD 指導・教育資料のエコドライブを参考に指導教育を行い、タコグラフの解析車輻別燃費等で実施状況の確認に努める。

社 内 組 織

(第8条)

輸送の安全の確保について責任ある体制を構築します。
安全統括管理者は、次の組織を編成し輸送の安全を確保します。



* 各事業所、営業所に運行管理者・整備管理者を配置し、日常的な安全輸送の徹底を図るとともに、全社員に対しその指導を行います。

安全統括管理者の選任

(第9条)

貨物自動車運送事業法第16条第5項及び貨物自動車運送事業安全規則第2条の7の規定に基づいて下記のとおり選任します。

安全統括管理者

くわ たに ひろ し 桑 谷 啓 史 (昭和33年3月6日生)

選任月日

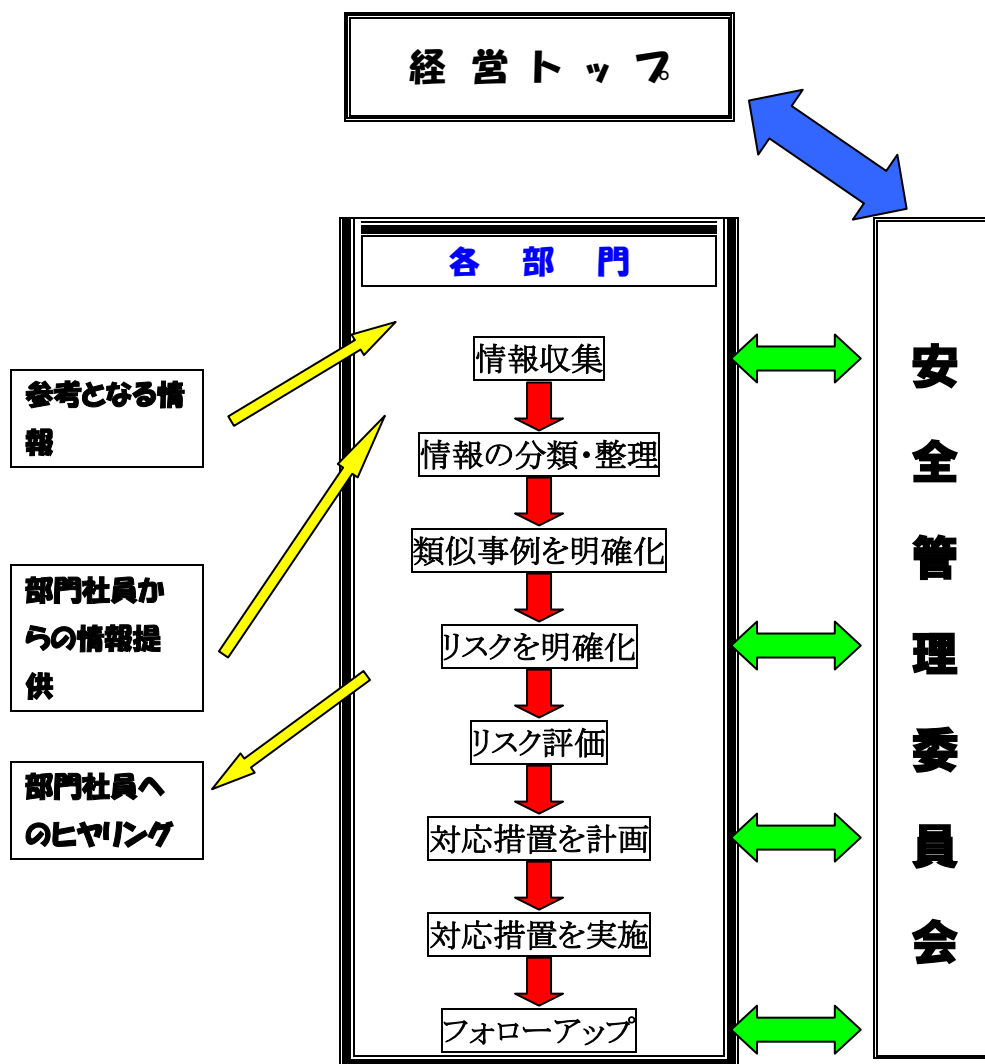
平成18年10月1日

事故、災害等に関する報告・連絡体制

(第13条)

事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告・連絡体制を次のように定める。

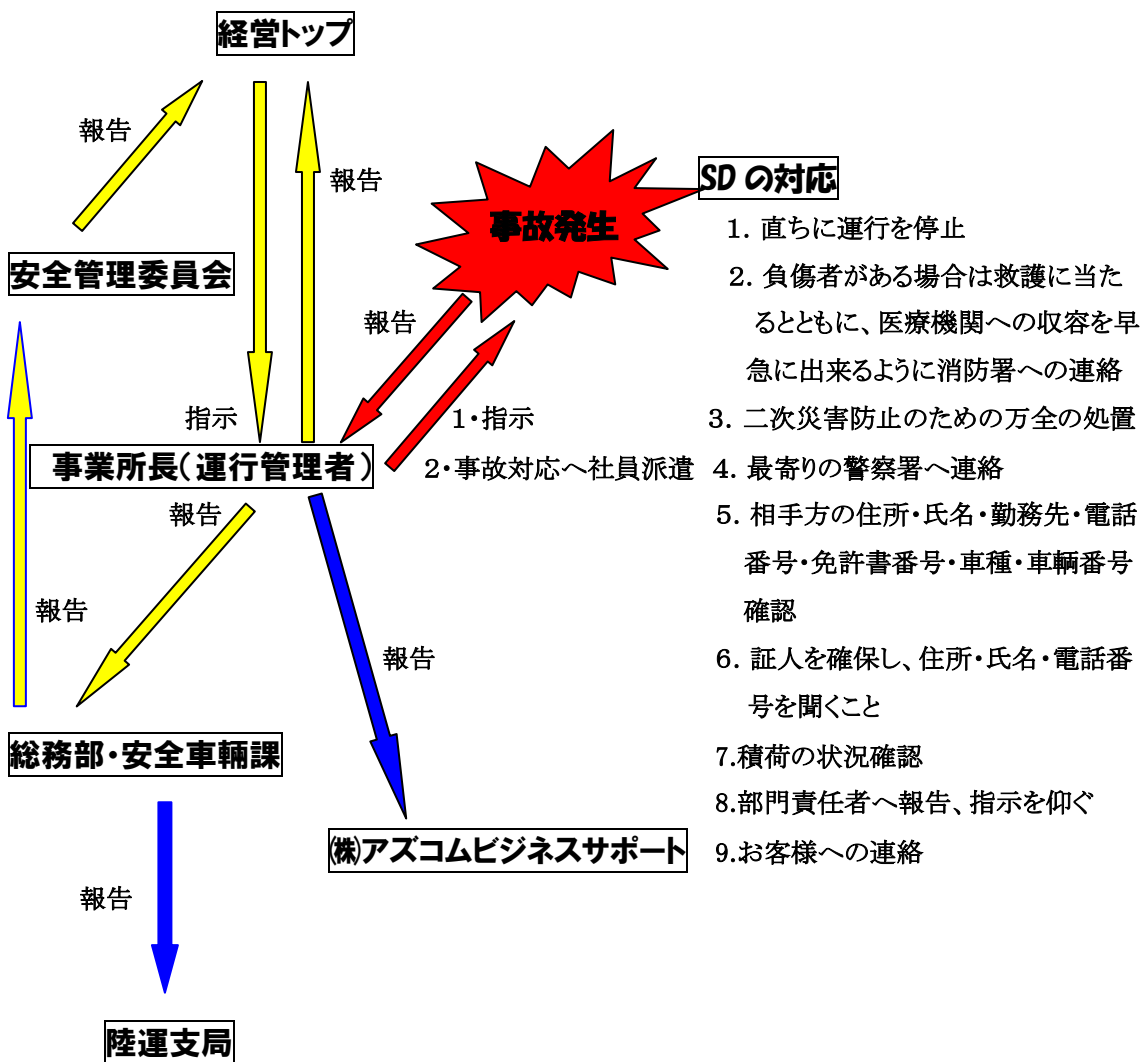
事故等に関する情報の報告等



1. 部門社員からの情報は各事業所、営業所、センターが適確に把握し、分類・整理、リスクの明確化、評価、対応措置の検討を踏まえ措置を実施、確実なフォローアップを実施します。

2. 適時安全管理委員会に報告。委員会にて検討・協議し、各部門へ委員会結果を報告するとともに、輸送の安全を確保するための指示を行います。
3. 安全管理委員会は輸送の安全を確保するため、事故等に関する情報を明確にし、経営トップまで適時適切に報告します。

重大な事故等への対応



1. 部門長(運行管理者)は、SD から事故報告があると同時に、その状況を適確に判断し、必要な指示を与えると同時に、事故処理(救急・関係機関への連絡・交通整理・積荷の処理等)に必要な人数の社員を現場へ派遣します。

2. 部門長(運行管理者)は、事故の状況、事故処理方法、負傷者への対応内容、関係先への連絡状況等を適確に把握し、経営トップへ報告、その指示を仰ぎます。
3. 部門長(運行管理者)は、事故の状況を保険会社へ報告します。
4. 部門長(運行管理者)は、総務部・安全車輛課へ所定の様式を持って事故報告をする旨、SD へ指導します。
5. 総務部・安全車輛課は、事故の内容を適確に把握し、陸運支局へ所定の様式を持って報告します。
6. 総務部・安全車輛課は、事故の状況を安全管理委員会へ報告するとともに、関係機関の調査完了後、その原因と結果を安全管理委員会へ報告する。検討・協議結果を各部門へ報告し、輸送の安全を確保するための指示を行います。
7. 安全管理委員会は、検討・協議結果を経営トップへ報告し、輸送の安全を確保するための指示を仰ぎます。

事故時の現場での対応【全社員へ周知徹底】

1. 被害者の救護と安全確保(道路交通法第72条前段)
『(前略)直ちに車輛等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等、必要な措置を講じなければならない(後略)』
 - * 罰則
 - ☆ 人身事故の場合
道路交通法第117条参照
 - ☆ 対物事故の場合
道路交通法第117条の3参照
2. 警察への通報(道路交通法第72条前段)
『(前略)警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車輛等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。』
 - * 罰則
道路交通法第119条参照

3. 事故状況、相手方、目撃者の確認とメモ

- 事故発生場所、時刻、現場の見取り図、事故の経過など
- 免許証や身分証明書などで相手方の氏名、年齢、勤務先、電話番号、車の登録番号等
- 通行人や現場付近の人など目撃者がいたら住所、氏名などを聞いてメモをする。

4. 会社への連絡

- 会社(ケースにより保険会社)に直ちに事故報告をして、その指示に従ってください。
 - 事故の日時・場所・状況、契約の保険証券番号・契約者名
 - 車の登録番号及び自車、相手車の損害の程度・修理工場名
- 人身事故があるときは、被害者の氏名・年齢・職業・住所・損害の態様・病院名・連絡先

5. 警察の取調べへの対応

- 取調官の推測や誘導に乗らず、分からないときは「分からない」とハッキリ答える。記憶にないことを、「～かも知れません」「～とおもいます」などと答えては絶対にいけません。
- 相手方の過失や不注意は積極的に主張する。
自分としては最徐行しており、被害者が飛び出してきたようなケースでは、率直に「自分としては最徐行しており、これ以上事故を防ぐ方法は私のほうでは取りようがありません」と答えるべきです。

6. その他の注意事項

- その場での金品、代車の提供などの約束は絶対に避けること。(必ず、会社・保険会社の指示を受けてからにしてください。)
- 自分も負傷した場合は自己診断をせず、必ず医師の診断を受けること。

輸送の安全に関する教育及び研修

(第14条)

1. 人材育成のための教育
各関係機関開催の安全研修会参加
2. 事故防止研修会の開催
全社員を対象に、2回開催する。(社員は、2回開催の研修会に全て参加する。)

経営トップより

- ・新春勉強会の開催
全社員を対象に、延べ2回開催1回参加する。(会社の中長期計画(ビジョン)を共有化する。)
- ・経営計画発表大会
全社員を対象に、1回開催する。(当該年度の目標・計画や無事故表彰・永年勤続表彰等を行う。)

担当部署より

- ・企業文化研修会
全社員を対象に、延べ20回程度開催1回参加する。(企業文化、桃太郎文化の理解と実践へ向けての研修会)